

大阪港開港150年記念事業推進委員会 設立趣意書

大阪港は、慶応4年(1868年)7月15日に開港して以降、平成29年に開港150年を迎えます。開港後、明治30年(1897年)には、「大阪の繁栄は港から」と近代港湾の建設を望む「築港運動」が市民により熱心に展開され、市は当時の市予算の20倍にもおよぶ巨費をもって市営による近代港湾の建設事業に着手し、今日まで港湾施設の整備拡充に努めてまいりました。

その後、港の利用促進や産業貿易の発展に伴い、市民が日々と築いてきた大阪港は、わが国屈指の貿易港、そしてアジア貿易の中心地として栄え、現在では年間約8,600万トンの貨物を取り扱い、世界約150の国と地域、約600の港と結ばれ、人口約2,100万人の近畿圏の経済活動や市民生活を支える国際貿易港として発展しました。

このように、大阪港は先人の知恵とたゆまぬ努力により、市民の港として発展してきたことから、大阪港を築きあげてきた歴史的意義を再認識するとともに、大阪港の将来を見据え、市民とともに祝すことを目的として、「大阪港開港150年記念事業」を実施します。この記念事業を推し進め、成功に導いていくために、ここに各団体の協力のもとに「大阪港開港150年記念事業推進委員会」を設立します。

平成28年6月22日



大阪港開港150年記念事業推進委員会規約

(名称)

第1条 本会は、大阪港開港150年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、大阪港が開港150年の記念の年にあたる平成29年において、記念事業を実施していくなかで、幅広い多くの市民等が参加することができる事業を積極的に展開していくことにより、大阪港への愛着を深め、大阪港港勢伸長の契機とともに、広く国内外へと情報発信することで、臨海地域の活性化に寄与し、もって大阪港の振興発展に資することを目的とする。なお、推進委員会の事業は、収益を目的とするものではない。

(事業)

第3条 前条の目的により設置する推進委員会は、次の事業を行う。
 (1) 大阪港開港150年記念事業（以下「記念事業」という。）全体の企画及び実施に関すること
 (2) 企業、その他各団体の協賛行事の誘発及び支援に関すること
 (3) その他記念事業の円滑な推進に関すること

(組織)

第4条 推進委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第5条 推進委員会に次の役員を置く。
 (1) 委員長 1名
 (2) 副委員長 2名
 2 委員長は、大阪市長の職にある者をもって充てる。
 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
 4 副委員長は、大阪港運協会会长及び大阪市港湾局が所管する事務を担任する大阪市副市長の職にある者（以下「大阪市副市長」という。）をもって充てる。
 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち大阪市副市長がその職務を代行する。
 6 役員の任期は、選任の日から推進委員会が解散するまでの日とする。

(推進委員会)

第6条 推進委員会は、この規約に定めるもののほか、委員会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

- 2 推進委員会は、委員長が招集する。
- 3 推進委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 4 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。
- 5 委員は、事故その他やむを得ない事由により推進委員会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は議長に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 推進委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員長は、推進委員会を開催する時間的余裕がないとき、招集しても開会できないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求め、推進委員会の議決に代えることができる。この場合、第4項及び第6項の規定は、これを準用する。

(委員の交代及び追加)

- 第7条 委員長は、委員が所属する団体が、解散、合併、その他の事由により消滅した場合は、新たに推進委員会を構成する団体を決定し、当該団体に所属する職員のうちから、推進委員会の承認を得て、新たに委員を任命することができる。
- 2 委員長は、推進委員会を構成する団体を新たに追加する必要があると認めるときは、当該団体に所属する職員のうちから、推進委員会の承認を得て、新たに委員を任命することができる。

(実行委員会)

- 第8条 推進委員会に大阪港開港150年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。
- 2 実行委員会のメンバーは、推進委員会の委員が所属する団体の中から、推進委員会の承認を得、委員長が委嘱する者とする。
- 3 実行委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(実行委員会の任務及び運営)

- 第9条 実行委員会は、記念事業にかかる事業案を策定し、実行する。
- 2 実行委員会は、必要事項を推進委員会に報告し、承認を得なければならない。